海津市耐震改修促進計画

令和３年４月

目　　次

第１　想定される地震の規模、想定される被害状況
１　想定される地震の規模　1
２　人的被害の想定　2
３　建物被害の想定　2

第２　建築物の耐震化に係る目標
１　建築物の耐震化の現状　3
（１）住宅の耐震化の現状
（２）特定建築物の耐震化の現状
２　建築物の耐震化の現状分析　7
（１）耐震化率の推移と評価
（２）本県の特性
（３）耐震化が進まない要因
３　建築物の耐震化の目標　9
４　公共施設の耐震化の現状・目標　11
（１）市有施設における耐震化
（２）その他公共施設における耐震化

第３　建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針
１　役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務　12
（１）市民・事業者の役割
（２）市・県の役割
２　実施する事業の方針　13
（１）事業の考え方
（２）実施する事業
３　重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方　14
（１）重点的に耐震化を図る地域
（２）地震発生時に通行を確保すべき道路
（３）重点的に耐震化を図る建築物

第４　建築物の耐震化を促進する施策
１　安心して耐震化が行える環境整備　15
（１）海津市建築物等耐震化促進事業
（２）自治会等との連携
２　耐震化に関する啓発及び知識の普及　17
（１）相談体制の整備
（２）情報提供の充実
３　地震時の建築物の総合的な安全対策　21
（１）地震時の建築物の総合的な安全対策
（２）地震に伴う宅地被害の軽減対策
４　「命」を守るための多様な取組みの推進　21

第５　指導・勧告又は命令等に関する事項
１　所管行政庁との連携　21

第６　建築物の耐震化の推進に関する事項
１　計画の推進体制　21

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐促法」という。）第５条の規定に基づき、海津市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「海津市耐震改修促進計画」という。）を令和３年度から７年度までの５年間を計画期間として定める。

第1　想定される地震の規模、想定される被害状況

1　想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成 23 年度から 24 年度にかけて岐阜県が 実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成 29 年度から 30 年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表１－１　想定される地震の規模

想定される地震、断層	最大震度	ＰＬ値 (液状化指数)※	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.97（震度6弱）	58.30	35,000	100,000
揖斐川―武儀川（濃尾）	6.67（震度7）	51.40	77,000	130,000
長良川上流（北側震源）	6.71（震度7）	32.21	26,500	58,600
長良川上流（南側震源）	6.68（震度7）	29.99	10,200	15,800
屏風山・恵那山及び猿投山	6.41（震度6強）	24.36	31,000	52,000
阿寺（北側震源）	6.54（震度7）	29.76	20,500	42,400
阿寺（南側震源）★	6.64（震度7）	31.61	16,000	37,000
跡津川★	6.59（震度7）	37.81	20,000	39,000
養老―桑名―四日市★	6.96（震度7）	59.10	68,000	113,000
高山・大原（北側震源）★	6.81（震度7）	32.01	17,000	32,000
高山・大原（南側震源）	6.80（震度7）	32.50	15,600	23,200

※ＰＬ値（液状化指数）　PL 値>15：液状化の可能性が高い　5＜PL 値≦15：液状化の可能性がある

★ 平成 23～24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29～30 年度実施の調査による。

この調査で最大の被害棟数を想定する揖斐川―武儀川（濃尾）断層帯による地震は、全壊棟数の半数以上が建物の多い岐阜地域での被害を想定している。また跡津川断層や阿寺断層など飛騨地域や東濃地域にある断層による地震では、比較的離れた岐阜・大垣地域等で全壊建物が多数発生する。これは、この地域の地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことに起因する。

いずれの地震でも建物被害が１万棟を超え、かつ広範囲に及ぶことが予想されるため、全県的に住宅・建築物の耐震化が必要である。

２ 人的被害の想定

想定地震における被害想定では、人的被害は表１－２のとおりである。地震発生時間を冬の午前５時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後６時（住宅等で火気器具が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前５時を記載する。

表１－２　想定される人的被害

（単位：人）

想　定　地　震	死　者　数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	11	23	346	40	3,893
阿寺断層系地震	0	0	2	0	98
跡津川断層地震	0	0	7	0	749
養老―桑名―四日市断層帯地震	193	389	1,495	670	10,352
高山・大原断層帯地震	0	0	1	0	340

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

３ 建物被害の想定

想定地震における被害想定は、表１－３のとおりである。焼失棟数については、最も建物被害の大きい冬の午後６時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

（１）建物被害

市内の建物は、養老―桑名―四日市断層帯地震の場合、地質・地盤等の特性による液状化危険度が高いことにより４千棟強の建物が全壊すると予測されている。

（２）地震火災

最も大きい被害が想定されるにおいて、養老―桑名―四日市断層帯地震で焼失棟数が４３棟と予測されている。

表１－３　想定される建物被害

（単位：棟）

建物被害 想定地震	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全　壊	半　壊	
南海トラフの巨大地震	1,145	2,802	2
阿寺断層系地震	34	61	0
跡津川断層地震	269	439	0
養老―桑名―四日市断層帯地震	4,096	5,302	43
高山・大原断層帯地震	126	194	0

第２　建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和５６年６月１日から施行され新耐震設計法が導入された。本計画では、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。
「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。
「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）
「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

１　建築物の耐震化の現状

（１）住宅の耐震化の現状

海津市内の建築年代別住宅数（居住世帯あり）は、５年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）等によると表２－１のとおりである。

表２－１　建築年代別住宅数　（単位：戸）

年代別住宅数		平成２０年調査		平成２５年調査		平成３０年調査	
建築年		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧基準	昭和35年以前	1,470	13	1,150	10	1,900	17
	昭和36年～45年	800	7	930	8		
	昭和46年～55年	2,220	20	2,330	21	2,170	19
	不　　詳			80	1	２６０	2
	計	4,490	40	4,490	40	4,330	38
新基準	昭和56年～平成2年	2,700	24	1,990	18	2,230	20
	平成3年～7年	1,330	12	1,300	11		
	平成8年～12年	1,270	11	1,410	12	1,060	9
	平成13年～17年	840	8	990	9	710	6
	平成18年～20年	460	4	660	6	820	7
	平成21～22年			310	3		
	平成23～25年					820	7
	H26年～30年					1,370.	12
	不　　詳	20	1	130	1	350	3
	計	6,620	60	6,790	60	7,010	62
合　　計		11,110	100	11,280	100	11,340	100
耐震改修を行った住宅		380	3	190	2	140	1

※H25 調査以降の不詳件数については、旧基準と新基準で按分した件数で計上する。

「新基準建築物の住宅」については、平成 30 年住宅・土地統計調査から７，３８０戸（約６５%）、

「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震化した住宅」は同調査から３７０戸（約３%）、「耐震性を満たしている住宅」については、「木造住宅耐震診断　診断結果調査データ」からの推計により２９０戸（約 1%）であることから、市内の住宅総数約１１，３４０戸のうち7，６７０戸（約６８%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図２－１　住宅の耐震化の現状（平成３０年推計）

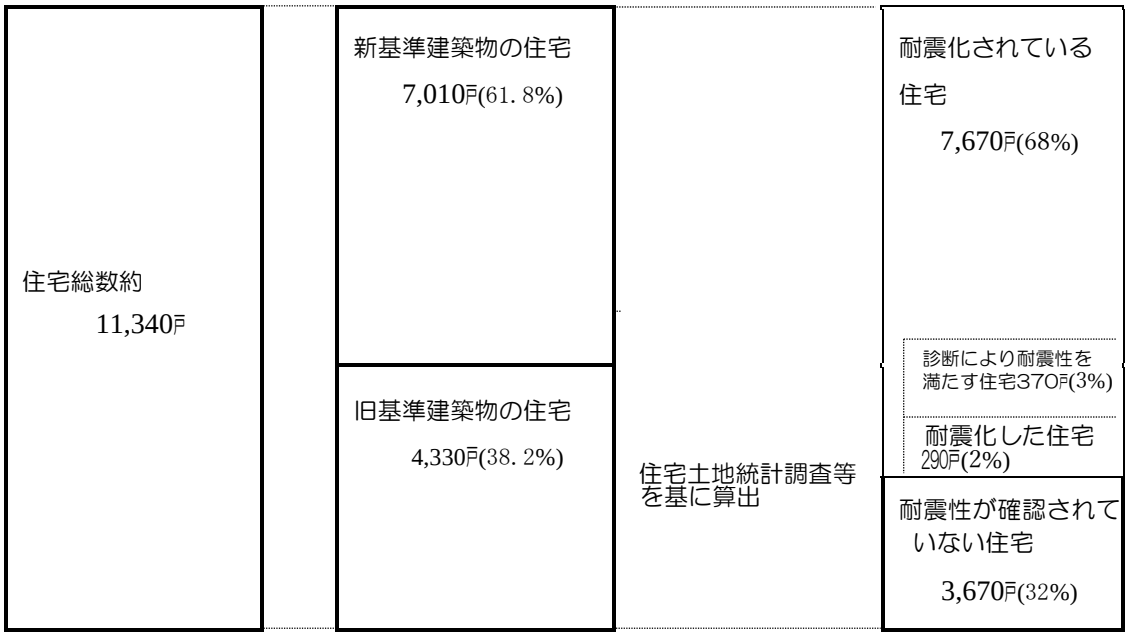

（２）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を本計画では「特定建築物」と定め、その用途・規模の要件は表２－２のとおりとする。

なお、特定建築物のうち耐促法第１４条第１号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「１号特定建築物」、同条第２号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「２号特定建築物」、同条第３号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「３号特定建築物」という。

表２－２　特定建築物一覧

号	NO	用　　途		特定建築物の規模要件
１号	1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、ろう学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
			上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上
２号	ー	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第７条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
３号	ー	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物		全ての建築物

表２－３　多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（R2.3 時点）　（単位：棟）

特定建築物の種類 ＼ 耐震化の現状		全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震化した D	耐震性を満たしている E	耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
１号	防災上重要な建築物（庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	66	36	30	23	4	63	95%
	不特定多数の者が利用する建築物（劇場、集会場、店舗、ホテル等）	8	6	2	1	0	7	88%
	特定多数の者が利用する建築物（賃貸住宅、事務所、工場等）	20	14	6	0	0	14	70%
	計	94	56	38	24	4	84	89%
２号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	4	2	2	0	1	3	75%
３号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	38	28	10	2	0	30	80%

注）A～D は実数値　E は推計値

１号特定建築物については、「新基準建築物」が５１棟（６０%）、「旧基準建築物」３８棟のうち、「耐震化した特定建築物」が２４棟（２６%）、「耐震性を満たしている特定建築物」が４棟（４%）であることから、「耐震化されている建築物」は８４棟となり、市内の１号特定建築物総数９４棟のうち８９%が耐震化されていると推計できる。

２号特定建築物については、「新基準建築物」が２棟（５０%）、「旧基準建築物」２棟のうち、「耐震化した特定建築物」が０棟（０%）、「耐震性を満たしている特定建築物」が１棟（２５%）であることから、「耐震化されている建築物」は２棟となり、市内の２号特定建築物総数４棟のうち７５%が耐震化されていると推計できる。

３号特定建築物については、「新基準建築物」が２８棟（７４%）、「旧基準建築物」１０棟のうち、「耐震化した特定建築物」が２棟（８%）、「耐震性を満たしている特定建築物」が０棟（０%）であることから、「耐震化されている建築物」は３０棟となり、市内の３号特定建築物総数３８棟のうち８０%が耐震化されていると推計できる。

図２－２　１号特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化の現状（R2.3時点）

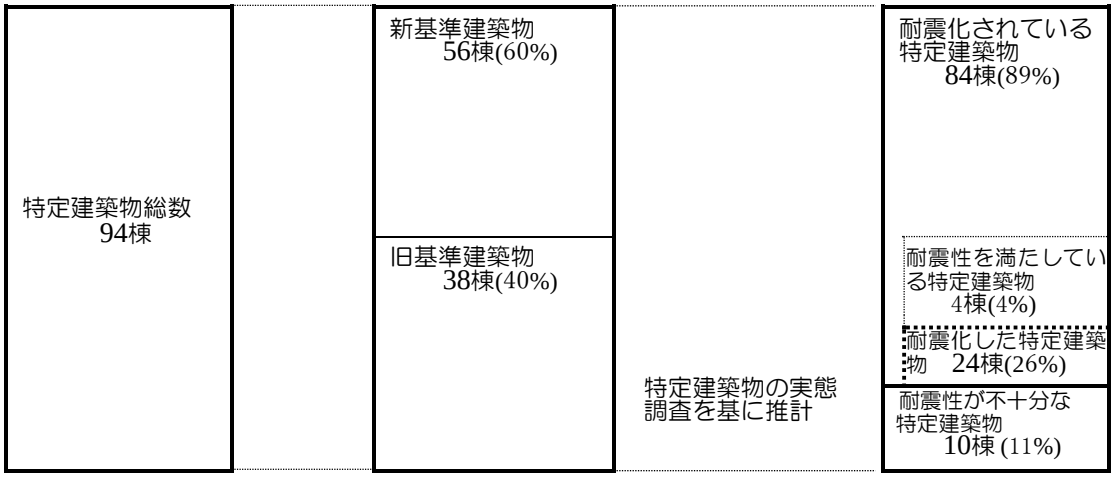

２建築物の耐震化の現状分析

（１）耐震化率の推移と評価

第1期計画策定時以降、本県の耐震化率は表2-4のとおり推移しているが、第2期計画で掲げた目標「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%」には至っていない。

しかし、この間に耐震性が不十分な住宅等は半減しており、これまでの補助制度や啓発などの施策により一定の成果は得られている。

表 2-4 耐震化率の推移

住宅	約65%（H17）	→	約78%（H25）	→	約83%（H30）
多数の者が利用する建築物	約72%（H17）		約86%（H27）		約88%（R2）

（２）本県の特性

国土交通省が発表した平成 30 年時点の全国の住宅耐震化率は「約 87%」で、本県はそれを下回る結果となっている。その要因として、以下に挙げる本県の住宅事情もそのひとつとして起因していると考えられる。

○本県の特性（平成 30 年住宅・都市統計調査より分析）

・都市部と異なり、マンションなどの共同住宅の割合が低い

	戸建て	共同住宅等
全　国	53.6%	46.4%
岐阜県	74.4%	25.6%

・旧基準の木造住宅の割合が高い

	住戸全体に対する旧基準木造住宅の割合
全　国	16.0%
岐阜県	23.9%

→結果、耐震化を促進すべき戸建木造住宅の割合が全国に比べて多い。

（３）耐震化が進まない要因

令和2年10月に県や市町村などにより組織される「岐阜県建築物地震対策推進協議会」において、耐震化の現状について意見を募った。そのなかで「耐震化が進まない要因」について、耐震施策に直接住民と接しながら取り組む市町村からは、表2-5のような要因が挙げられている。

表２－５耐震化が進まない要因（R2.10ヒアリングより）

主な要因	主な意見
経済的負担 **（23/42市町村が言及）**	・所有者側の経済事情 ・改修工事費が高い 金銭負担がネック
高齢者世帯のみの増加 **（13/42市町村が言及）**	・経済的負担 ・跡継ぎがいない 住宅の将来が決まっていない
【類似】家族構成の変化 （8/42 市町村が言及）	・子供が独立（世帯分離）
防災意識の希薄 **（10/42市町村が言及）**	・地震災害への危機感の薄れ ・耐震化の必要性を感じない 住民理解が十分でない

これらの課題に対しては、これまでも啓発や補助制度などで対応してきたが、今後は、狭まりつつある対象のニーズ把握を行いながら、より的確に促進するための施策検討が必要となってくる。

３ 建築物の耐震化の目標

平成７年に発生した阪神・淡路大地災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成１６年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成２３年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの市の取り組み

・平成１５年度より木造住宅の耐震診断・平成１６年度より木造住宅の耐震補強工事に対する補助を実施し、木造住宅の耐震化を推進してきた。平成１９年度より建築物耐震診断・分譲マンション耐震補強工事・特定建築物耐震補強工事についても補助を実施する。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靭化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和７年までに９５%にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第 184号

最終改正　平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成３２年度までに少なくとも９５％にすることを目標とするとともに、平成３７年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

〇住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

（住宅の耐震化率の目標）

現在設定されている目標を 5 年間スライドさせて設定（令和 7 年 95% 、令和 12 年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状、これまでの市の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、令和７年度までに住宅の耐震化率を９５％にすることを目標とする。

上記目標を達成するため、住宅については３，４８６戸（うち建て替えによるものが１２５０戸、耐震改修によるものが６２５戸）、多数の者が利用する建築物（１号特定建築物）については７棟の耐震化が必要であり、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、５年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて検証する。

図２－３　耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目　　標	目標耐震化率
国	住　　宅	８２％	南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画による目標を踏まえ設定	９５％
	多数利用の建築物	８５％		９５％
県	住　　宅	７８％	国の基本方針及び岐阜県強靭化計画を踏まえ設定	９５％
	多数利用の建築物	８６％		９５％
市	住　　宅	６８％	５年後に死者数及び経済被害額を半減させる	９５％
	多数利用の建築物	９４％		９５％

図２－４　住宅・建築物の耐震化の目標（令和3年度）

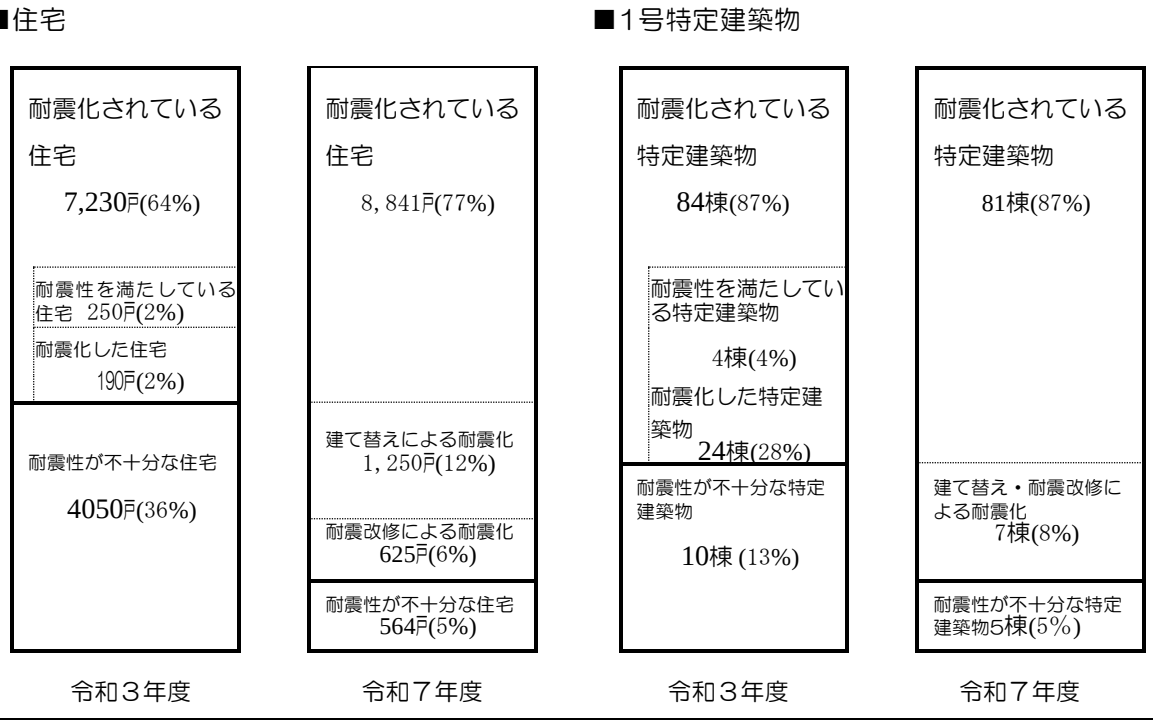

４ 公共施設の耐震化の現状･目標

災害時に、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設として迅速に対応するための機能の確保に大変重要である。一方、平成 23 年に発生した 東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成 28 年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある 。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設、防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

（1）市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、特定建築物の実態調査によると、表２－４のとおりである。

表２－４ 市有特定建築物の耐震化の現状 （単位：棟）

耐震化の現状 市有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震化した D	耐震性を満たしている E	耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
防災上重要な建築物 （庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	56	27	29	22	4	53	95%
不特定多数の者が利用する建築物 （集会場、宿泊施設、博物館等）	5	3	2	1	0	4	80%
特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所等）	3	3	0	0	0	3	100%
計	64	33	31	23	4	60	94%

市有特定建築物については、「新基準建築物」が３３棟（５２%）、「旧基準建築物」３１棟のうち、「耐震化した特定建築物」が２３棟（３６%）、「耐震性を満たしている特定建築物」が４棟（６%）であることから、「耐震化されている建築物」は６０棟となり、市有特定建築物総数６４棟のうち９４%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果、耐震性が不十分なものについては今後の施設整備予定の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

市有特定施設の耐震性確保については、市は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、早期に実施する必要がある。

今後も建築物の耐震性能、用途別の重要度及び地震発生確率を考慮の上、市の財政事情を勘案し耐震化を促進する。

（２）その他公共施設・防災拠点施設における耐震化

特定建築物である県以外の公共施設の所有者（国や市町村など）は、特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、町有特定建築物における耐震化の優先順位付けなどに準じ、建築物の耐震化を推進するよう努める。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努める。

第３　建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

１　役割分担の考え方･建築物所有者の努力義務

市では、平成７年の阪神・淡路大震災を契機に地震防災対策を進め、さらに平成２３年の東日本大震災を教訓とし対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民・事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（１）市民・事業者（建築物所有者）の役割

・市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努め、その向上を図るよう努める。

・市民及び事業者は、所有する建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（２）市・県の役割

・市は国の基本方針や県耐震改修促進計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。

・市及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。

・市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。

・県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

・市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、補助制度等の資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

２　実施する事業の方針

（１）事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助・共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業については、これまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

（２）実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることに

より、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のＰＲについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

３ 重点的に耐震化を図る地域･建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

（１）重点的に耐震化を図る地域　市内全域

当市では南海トラフの巨大地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていることから、市内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

（２）地震発生時に通行を確保すべき道路　岐阜県地域防災計画に定められた第 1～3 次緊急輸送道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要因、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、耐促法第 5 条第 3 項第 3 号に基づき「号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第１次から第３次までの緊急輸送道路、海津市地域防災計画に定められた緊急輸送道路を指定し、その沿道の建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

（３）重点的に耐震化を図る建築物　木造住宅、多数の者が利用する建築物等、市有建築物

１号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、２号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、３号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

４ 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、

様々な理由により耐震化を実施できない者もおり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的な損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

第４　建築物の耐震化を促進する施策

１　安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

（１）海津市建築物等耐震化促進事業

ア　海津市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して県と協働して補助を平成 15 年度より実施し、この間、地震災害によって明らかになった課題やニーズに応じて、対象拡大や補助金の増額などの制度拡充を行ってきた。今後も耐震化の積極的な推進を図るうえで、必要な予算の確保や制度の拡充等に努める。

≪耐震診断≫

平成 15 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは木造住宅について所有者負担を無料化した。

≪耐震改修工事≫

平成 16 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

イ　海津市建築物等耐震化促進事業の実施状況

表４－１　耐震化に係る補助の概要　（単位：件）

	木造住宅無料 耐震診断	木造住宅耐震 改修工事	建築物 耐震診断	耐震シェルター等
平成１７年度	7	3	0	
平成１８年度	13	0	0	
平成１９年度	5	1	2	
平成２０年度	5	0	0	
平成２１年度	19	0	0	
平成２２年度	8	1	0	
平成２３年度	17	1	0	
平成２４年度	30	1	1	
平成２５年度	30	0	2	
平成２６年度	16	1	0	0
平成２７年度	19	3	0	0
平成２８年度	18	1	1	0
平成２９年度	8	0	0	0
平成３０年度	6	0	0	0
平成３１年度	5	2	0	0
平成２年度	2	1	0	0
合　　計	208	15	6	0

ウ　市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まっており、この機を逃さず建築物の耐震化につなげることが重要である。耐震診断や耐震改修などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金については、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ　市民要望に対する的確な対応

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市町村の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

（２）自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

２ 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

（１）相談体制の整備

ア　岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図る。

イ　建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ　木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

（２）情報提供の充実

ア　パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、市報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ　各種広報媒体を活用した周知

市報、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

ウ　市等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される耐震化に係る説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ　耐震ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化(平成 20 年度から)、改修工事への支援要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性･緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ　診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

カ　普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

キ　防災教育との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代への周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前講座」を実施する。

ク　地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成１９年３月に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成、その後令和２年３月に改定し、公表している。

海津市地震防災マップ

① 揺れやすさマップ

「揺れやすさマップ」とは、各地域の地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、地域の揺れやすさを震度として評価し、50 mメッシュで表示したものです。海津市で起こりうる地震は、養老－桑名－四日市断層の活動による地震を想定しています。この断層では、平成13年の「地震調査研究推進本部」によると、断層帯全体（長さ約60km）が一つの区間として活動した時の大きさ（震度）は、地形が大きく変わる箇所では、数十m離れただけで大きく変わることがあります。

この地図の作成に当たっての考え方や方法は、平成17年3月の内閣府が策定した「地震防災マップ作成技術資料」に基づいて行ったものです。

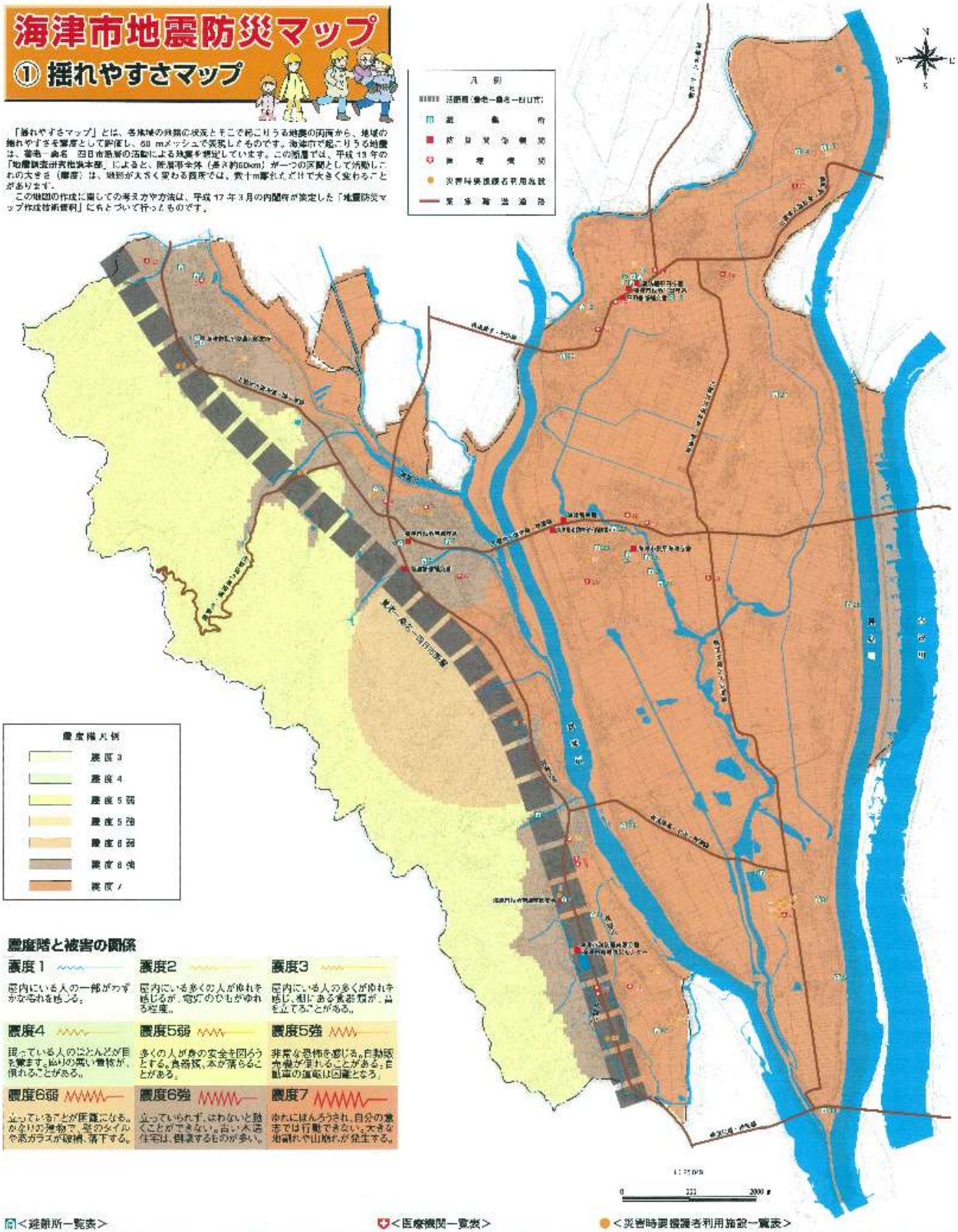

震度階と被害の関係

震度1	震度2	震度3
屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。	屋内にいる多くの人が揺れを感じるが、電灯などのひもがゆれる程度。	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、棚にある食器類が、音を立てることがある。
震度4	**震度5弱**	**震度5強**
眠っている人のにとんどが目を覚ます。揺れの強い音校が、揺れることがある。	多くの人が身の安全を図ろうとする。食器類、本が落ちることがある。	非常な恐怖を感じる。自動販売機が倒れることがある。自動車の運転は困難となる。
震度6弱	**震度6強**	**震度7**
立っていることが困難になる。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	立っていられず、はわないと動くことができない。古い木造住宅は、倒壊するものが多い。	揺れにほんろうされ、自分の意志では行動できない。大きな地割れや山崩れが発生する。

避難所一覧表

城南グラウンド	-	下田福祉会館	87-2045	海津市役所	58-3111
下多度小学校	87-2018	海津小学校	87-5101	海津保健センター	58-3354
みずほ高「プラザしらさと」	87-2001	生涯学習センター	99-4000	東江見市営住宅	58-8232
南濃コミュニティセンター	-	村国会館（中すらさと会館）	00-4404	東江小学校	58-0711
福山小学校	55-0017	村国地区防災センター（みずほ公民館）	00-2940	福江小学校	54-0051
文化会館	55-1400	平田小学校	00-5400	ファミリーパーク（ふれあいセンター）	55-7270
南濃保健福祉センター	55-0077	中東小学校	00-2137	大江小学校	54-8232
城南中学校	55-0088	海津地区支援学校	00-5600	高須川サービスセンター	54-0070
南濃中学校	55-1038	南東小学校	58-2700	大江川公園センター	54-8921
高く女性の家（南濃保健福祉センター）	55-9171	海津明誠高等学校	09-1100		
竹鼻小学校	55-3020	高須小学校	58-0150		
南濃町グラウンド	55-1057	海津総合考古学館（みずほ）	02-1100		
	55-2550	日新中学校	53-0140		

医療機関一覧表

海津市国民健康保険	58-7111	中村セントラル歯科医院	55-8919
神戸病院	87-5511	中村歯科医院	55-8417
中村医院	97-3026	梅原クリニック	55-2700
中島内科・神経科	53-0043	仁平眼科	55-0000
大川クリニック	59-2101	中嶋ホルモンクリニック	55-3555
神崎医院	53-0094	とかなり整形外科	53-8115
野村クリニック	59-0070	岡田内科	53-0051
河野医院	53-1054	海津市内科胃腸科	53-0055
加藤眼科	58-2462		
医療法人高橋病院	55-5511		
森本医院	58-2311		
中嶋医院クリニック	58-2800		
中東医院	57-3003		

災害時要援護者利用施設一覧表

下多度小学校付属幼稚園	87-2139	中すらさと学校付属幼稚園	53-1011	グループホーム都（認知症）	54-0007
長南の里・南濃	55-3594	じょうの家	53-3121		
下多度放課後	55-3519	南濃放課後こども園	53-0101		
松田広育園	55-0149	海津保育園	53-3845		
福山小学校付属放課後	55-1262	ひまわり園	54-5014		
新堀保育園	55-0410	ヒューマンケア・ほっとハウス	54-5563		
山崎保育園	55-0217	ナンシリバー総合園	54-5614		
白鳥放課後こども園	55-1574	ウアンケア・ハガレ	53-0512		
石山保育園	59-1160	郡村ケアハウスステイ	58-0997		
海南保育園	57-3592	グループホーム春（認知症）	59-0051		
グループホーム天の邪	55-3355	海津の風・海津	59-0094		
今福放課後こども園	59-2557	グループホーム春（認知症）	54-0099		
南濃保育園	55-3335	グループホーム都（認知症）	51-0090		

発行：海津市　平成20年3月

海津市地震防災マップ

② 地域の危険度マップ

「地域の危険度マップ」とは、「揺れやすさマップ」で算出した震度分布と建物構造（木造・非木造）、建築年次別の建物の現況から建物全壊率を算出し、建物の倒壊危険度を 50 mメッシュごとに 5 段階に分けて表現したものです。

この地図の作成に関しての考え方や方法は、平成 17 年 3 の内閣府が策定した「地震防災マップ作成技術資料」にもとづいて行ったものです。

実際に発生する建物の倒壊危険度は、今回想定したものと異なる場合もありますので、日ごろから家の中や家の周囲の安全対策を講じておくことが大切です。

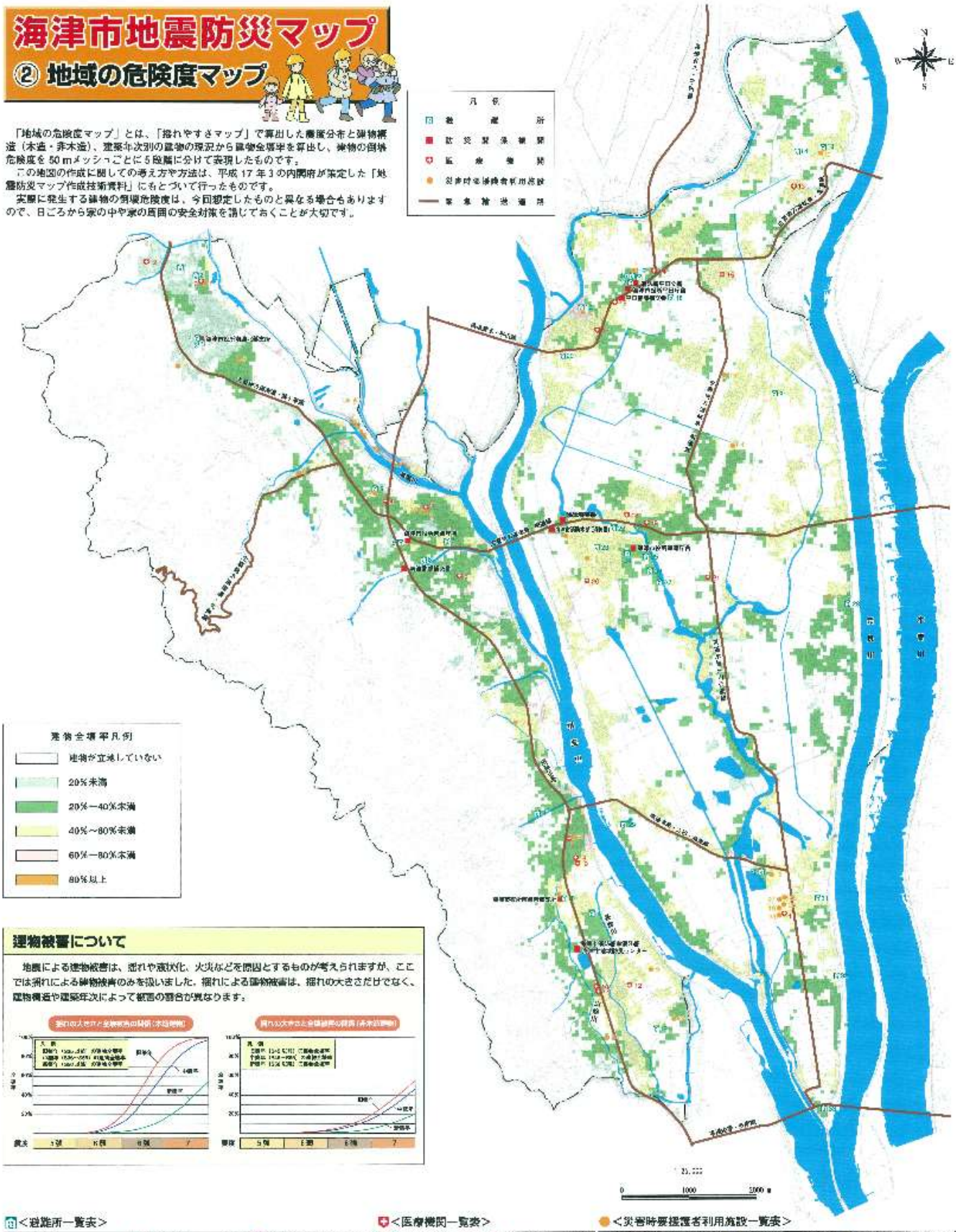

建物被害について

地震による建物被害は、揺れや液状化、火災などを原因とするものが考えられますが、ここでは揺れによる建物被害のみを扱いました。揺れによる建物被害は、揺れの大きさだけでなく、建物構造や建築年次によって被害の割合が異なります。

避難所一覧表

1	室育グランド	
2	下多度小学校	57-2019
3	みのくるり「プラバしもの」	57-1001
4	総合コミュニティセンター	
5	城山小学校	55-2017
6	公社会館	56-1400
7	海津市福祉保健センター	55-3077
8	城北中学校	56-2023
9	海津中学校	56-1308
10	働く女性の家	56-2171
	海津市健康福祉センター	56-3000
11	石津小学校	56-1247
12	海津体育グラウンド	56-2350
13	平田海南公民館	57-3245
14	高須小学校	57-3101
15	社会福祉センター	56-4000
16	平田町福祉センター	59-4444
17	平田保健センター	55-3240
18	平田小学校	59-2469
19	平田小学校	55-2137
20	海津市総合福祉会館	59-2888
21	南平小学校	55-2703
22	海津市総合福祉会館	59-1155
23	南濃小学校	52-0359
24	海津市南濃公民館（ふれあい）	52-1230
25	日新中学校	52-0040
26	海津公民館	52-3011
	海津総合保健センター	52-3884
27	歴史民俗資料館	52-3532
28	東江小学校	53-7011
29	駒江小学校	54-3051
30	ラポート海津パークセンター	53-7300
31	大江小学校	54-5222
32	板見川ケアセンター	54-2070
33	木曽三川公園センター	54-5201

医療機関一覧表

1	海津市民病院	53-7111
2	国保南濃病院	57-3511
3	平松医院	57-2125
4	平松内科・神経科	55-3245
5	小田クリニック	56-2121
6	前橋医院	55-3259
7	藤村クリニック	55-2170
8	可児医院	56-1144
9	鷹岡医院	56-2452
10	大井耳鼻咽喉科	56-3511
11	森本医院	56-2311
12	中嶋皮フ科クリニック	56-0310
13	森倉医院	57-3123
14	かわい眼科医院	55-3551
15	伊久間医院	55-2417
16	城南クリニック	56-2700
17	日中医院	55-3500
18	日東セイケスクリニック	53-3988
19	ドッカリ整形外科	53-4110
20	可田内科	53-0091
21	森内科消化器科	53-0088

災害時要援護者利用施設一覧表

1	下多度小学校放課後児童クラブ	57-2136
2	長島文化・市場	55-0234
3	下多度保育園	57-2115
4	新田保育園	55-0149
5	城山小学校放課後児童クラブ	57-4085
6	海津保育園	55-0475
7	山崎保育園	55-0037
8	石津保育園	56-1374
9	石津保育園	56-1060
10	海南保育園	57-2235
11	グループホーム天の花	56-0055
12	今尾民営こども園	56-0557
13	福祉保育園	56-2516
14	わかば保育園	59-1411
15	さくら園	59-2121
16	高須保育園	53-2169
17	東江保育園	59-3540
18	いずみ園	54-3514
19	サンハーバーはつらつ	54-5546
20	サンハーバー松見園	54-5544
21	ケアセンターもがり	54-3212
22	駒ヶ丘ケアハウス	59-2599
23	グループホーム海南「海南」	52-3161
24	南濃の里・海南	59-3794
25	グループホーム海南「海南」	54-3580
26	グループホーム海南「福原」	54-3290
27	[illegible]	54-2051

発行／海津市　平成16年3月

3　地震時の建築物の総合的な安全対策

（1）地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

（2）地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから県内全域(中核市は除く)について大規模盛土造成地の調査(一次スクリーニング)が行われ、その結果について県 HP 等で公表されている。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査（注）」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

（注）液状化危険度調査とは

・県では、南海トラフ等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内全ての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL 値）を公表している。

第5　指導･勧告又は命令等に関する事項

1　所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、全県下一丸となって建築物の耐震化に取り組む。